

不足額給付金

**申立（申請）をしないと
給付金を受け取れない方がいます！**

※定額減税しきれている方、非課税の方は対象外

国が提供するツールで算定した額と、実際の所得税額に隔たりがあるなど、**支給額に不足がある場合は、**
9月30日まで給付金の再算定を申立（申請）できます



【申立（申請）が必要な方（例）】

- 令和6年中に札幌市へ引っ越しをした方
- 住宅ローン控除を適用し所得税に残額がある方

👉 詳細はコールセンターへお問い合わせください

令和7年度札幌市定額減税補足給付金（不足額給付金）

札幌市給付金 相談コールセンター

＜公式ホームページ＞

📞 050-3352-2002

🕒 9:00～18:00（土日祝対応）



さっぽろ市
04-F01-25-1701
R7-4-294